

金山町廃校利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 金山町廃校利活用に対して意見及び助言等を得るため、金山町廃校利活用検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事業について意見、助言等を行う。

- (1) 廃校の利活用に関すること
- (2) 廃校の利活用の方針に関すること
- (3) 廃校利活用に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 地区の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者(女性、高齢者、若者)
- (4) その他町長が特に必要を認めた者

(任期)

第4条 委員会の任期は令和3年3月31日までとする。ただし、町長が任期の延長を必要と認めた場合には、任期を延長することができる。また、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は町長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取り等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するために、事務局を総合政策課に置く。

- 2 事務局長は総合政策課政策財政監をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期間)

第1条 この要綱は告示の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。